

# 山梨県公報

第二千八百七号

平成三十年

七月十二日

木曜日

## 目次

### 告示

- 救急病院等の認定……………三七五
- 家畜伝染病の発生……………三七五
- 道路の区域変更……………三七五
- 道路の供用開始……………三七六
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………三七六
- 山梨県市町村職員共済組合の決算の公表……………三七六
- 平成三十年度クリーニング師試験の実施……………三七八
- 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知……………三七九
- 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知……………三七九
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………三八三
- 公安委員会……………三八三
- その他……………三八三
- 一般競争入札について……………三八五

## 告示

### 山梨県告示第二百十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成三十年七月十二日

山梨県知事 後藤 斎

一 救急病院の名称及び所在地

名称

所在地

医療法人慈光会 甲府城南病院 甲府市上町七百五十三番地一

二 認定期限 平成三十三年六月二十九日

### 山梨県告示第二百十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成三十年七月十二日

山梨県知事 後藤 斎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患者	二	北杜市	平成三十年七月三日

### 山梨県告示第二百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年八月二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年七月十二日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐中央線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		旧	新		
甲斐市西八幡字宮ノ西八五二番四地先から 甲斐市西八幡字宮ノ西八二六番二地先まで		六・六	八・二	七・五	五二・〇
		七・五	九・三		

山梨県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十年八月二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年七月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延（メートル）長	供用開始の期日
一般国道	百三十七号	南都留郡富士河口湖町船津字中村三八六〇番一地从先から南都留郡富士河口湖町船津字中村三九一五番一地从先まで		二四・九	平成三十年七月十二日

山梨県告示第二百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年七月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成三十年七月五日
- 二 指定道路の位置 甲斐市名取字下河原四百二十七番一及び四百二十七番三
- 三 指定道路の幅員 最大幅員五・〇メートル 最小幅員五・〇メートル
- 四 指定道路の延長 二八・八五メートル

公 告

● 山梨県市町村職員共済組合の決算の公表

山梨県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり通知があった。

平成三十年七月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第二十二条第三項の規定により、山梨県市町村職員共済組合の平成二十九年度の決算を次のとおり公表する。

平成三十年六月二十七日

山梨県市町村職員共済組合  
理事長 田 辺 篤

## 山梨県市町村職員共済組合公告

山梨県市町村職員共済組合法定款第5条の規定に基づき、平成29年度決算の要旨を公告する。

平成30年 6月27日

山梨県市町村職員共済組合

理事長 田辺 篤

## 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過の 長期	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形	
収 入	負担金	3,054,314	8,650,415	454,092	55,889		127,237	114,679				
	介護分	280,750										
	掛金・組合員保険料	3,080,236	5,382,413	454,088				111,722				
	介護分	285,603										
	施設収入・商品売上								326,959			
	利息及び配当金	147				71,677	214	196	1,105	418,802	1	
	介護利息	1										
	その他収入	454,170					63,366	43,205	349	15,833	82,775	177
	他経理から繰入金						23,045					
	前年度繰越支払準備金	466,368										
計	7,621,589	14,032,828	908,180	55,889	71,677	213,862	269,802	328,413	434,635	82,776	177	
支 出	給付金	2,887,734										
	役職員給与					84,489	24,567	3,151	20,653	4,234		
	旅費・事務費					6,112	3,650	1,142	1,183	801		
	商品仕入							6,474				
	飲食材料費							59,490				
	委託費					3,308	5,542	122,828	23	23		
	支払利息					71,677			357,350	71,676	177	
	連合会払込金	81,219								3,760		
	連合会拠出金	280,276										
	老人保健拠出金	17										
	退職者給付拠出金	74,232										
	前期高齢者納付金	2,296,950										
	後期高齢者支援金	1,265,336										
	介護納付金	560,233										
他経理へ繰入金	23,045											
その他支出	2,926	14,032,828	908,180	55,889		101,551	228,608	147,203	6,223	3,337		
次年度繰越支払準備金	439,671											
計	7,911,639	14,032,828	908,180	55,889	71,677	195,460	262,367	340,288	385,432	83,831	177	
差引当期利益金		0	0	0	0	18,402	7,435	△ 11,875	49,203	△ 1,055	0	
差引当期短期利益金	△ 295,834											
差引当期介護利益金	5,784											
年度末支払準備金	439,671											

## 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過の 長期	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形	
資 産	流動資産	1,713,457	503	1	0	36,248	274,776	424,001	840,791	4,034,667	40,889	1
	固定資産					3,301,070	2,787	98	1,207,162	29,132,568	3,414,886	18,841
	資 産 合 計	1,713,457	503	1	0	3,337,318	277,563	424,099	2,047,953	33,167,235	3,455,775	18,842
負 債	流動負債	382,567	503	1	0	1,598	116,610	33,560	31,011,380	380		
	固定負債	439,671				3,337,318	66,030	30,461	17,887	3,342,073	18,841	
	負債合計	822,238	503	1	0	3,337,318	67,628	147,071	33,560	31,029,267	3,342,453	18,841
資 本	資本剰余金								1,381,899			
	利益剰余金	891,219				209,935	277,028	632,494	2,137,968	113,322	1	
	資本合計	891,219				0	209,935	277,028	2,014,393	2,137,968	113,322	1
負債・資本合計	1,713,457	503	1	0	3,337,318	277,563	424,099	2,047,953	33,167,235	3,455,775	18,842	

● 平成三十年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成三十年七月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 試験日時 平成三十年十月十五日（月）午前九時三十分から

二 試験場所 甲府市朝氣一丁目二番二号 山梨県立男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）

三 試験科目

1 衛生法規に関する知識

2 公衆衛生に関する知識

3 洗濯物の処理に関する知識

4 洗濯物の処理に関する技能

(一) 繊維の鑑別に関する技能

(二) ワイシャツのアイロン仕上げに関する技能

四 受験資格 クリーニング業法第七条第三項に規定する者

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) クリーニング師試験を受ける資格を有する者であることを証する書類（卒業証明書、卒業証書の写し、地方厚生局長又は地方厚生支局長の認定を受けた者はその認定書の写し等）

(四) 写真（出願前六月以内に撮影した手札形（縦十二センチメートルかつ横八・九センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの）

2 受験手数料 七千円（受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼付し、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）

3 受験願書受付期間 平成三十年八月二十日（月）から同年八月三十一日（金）まで（以下「受付期間」という。）の山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとし、4に掲げる受験願書の提出先に持参すること。た

だし、郵送による場合は、書留郵便又は簡易書留郵便で郵送すること（受付期間内の消印があるものを有効とする。）。

4 受験願書等の提出先 受験願書等は、営業所の所在地又は住所を所管する各保健福祉事務所（保健所）（支所を含む。以下同じ。）に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課に提出すること。

六 試験結果の発表等

1 合格者の発表 平成三十年十月二十二日（月）午前九時に山梨県防災新館東側及び各保健福祉事務所（保健所）の掲示板並びに山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。

2 可否通知書の送付 受験者には、試験結果発表後に可否通知書を郵送する。

七 問合せ先

所属	住所	電話番号
山梨県福祉保健部衛生薬務課	甲府市丸の内一丁目六番一号	〇五五―二三三―一四八八
山梨県中北保健福祉事務所（中北保健所）衛生課	甲府市太田町九番一号	〇五五―二三七―一三八二
山梨県中北保健福祉事務所峡北支所（中北保健所峡北支所）衛生課	韮崎市本町四丁目二番四号	〇五五―一―二三―一三〇七
山梨県峡東保健福祉事務所（峡東保健所）衛生課	山梨市下井尻百二十六番地一	〇五五―三―一〇―二七五二
山梨県峡南保健福祉事務所（峡南保健所）衛生課	南巨摩郡富士川町鯉沢七百七十一番地二	〇五五六―二二―一八一五二
山梨県富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）衛生課	富士吉田市上吉田一丁目二番五号	〇五五五―二四―一九〇三三

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年七月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市須玉町江草字金井沢一二一四四、一二一六〇、一二一四六の二、一二二四六の三、一二二六八の一、一二二六八の二	岸修司
北杜市須玉町江草字金井沢一二一七九の一から一二一七九の三まで	小澤三郎
北杜市須玉町小尾字切沢四九三五	坂本亀太郎
北杜市須玉町比志字荊口二九二九	丸山正文
北杜市須玉町江草字中ノ沢一六九四四の四、一六九七二の一、字中之沢一六九四四の十四、一六九七二の二	小澤浩典
北杜市須玉町江草字中之沢一六九七四の二	小澤菊利
北杜市須玉町江草字中之沢一七〇七六の一、一七〇七六の二	小沢保作
北杜市須玉町江草字中之沢一六九四四の一三	小澤宅平
北杜市須玉町比志字坂下三〇〇一	志富半左エ門

北杜市須玉町比志字坂下三〇〇五  
北杜市須玉町比志字坂下三〇〇六

清水益  
清水治郎吉

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年六月十一日山梨県告示第百六十九号

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成三十年七月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市秋山字嵯峨沢八七八三の一、八七八三の二、字尾廣沢七四〇一の一から七四〇一の三まで	落合喜一、前田正明
上野原市秋山字馬久保七六〇八の二、七六一三、字尾廣沢七三七二の二、七三七六の乙四	高部周藏、前田正明

上野原市秋山字馬久保七六一二	落合喜一、安藤秋義
上野原市秋山字尾崎入一一四三の一二	愛媛農産株式会社、有限会社 光栄商事
上野原市秋山字尾崎入一一四三の二六	江面兵作、長嶋友美
上野原市秋山字尾崎入一一四三の二五	株式会社ローマン商会、酒井 信雄
上野原市秋山字尾崎入一一四三の三三	株式会社日本ジャーナルプレ ス新社、新井洪
上野原市秋山字尾崎入一一四三の三六	横山英明、有雅陶磁器株式会 社
上野原市秋山字尾崎入一一三六	磯部與右衛門、杉本九郎右衛 門、杉本才三郎、杉本仁右衛 門、杉本曾右衛門、杉本八郎 右衛門、杉本富士太郎、杉本 甚左衛門、杉本傳右エ門
上野原市秋山字戸津沢九一九一	小笠原一重、小笠原大好
上野原市秋山字嵯峨沢八七五三、八七五七	原田勝治郎、原田亀之甫、原 田菊松、原田惣太郎、原田廣 吉、原田富士太郎、原田右 陸、原田民藏
上野原市秋山字大ノ入八〇二六の一から八〇二六の 三まで、八〇二六の一〇、八〇二六の一、八〇二 六の内一から八〇二六の内三まで、八〇三〇、八 〇三〇の内一から八〇三〇の内八まで、八〇五五	安留達也

  

上野原市秋山字古谷沢入六二〇九の一、六二〇九の 二、六二一〇の一、六二一〇の二、六二一一の一、 六二一一の二	の二、八〇五五の三八、八〇五五の六、八〇六八の 一、八〇六八の二、字鑑沢八八三六・八八四四（以 上二筆について次の図に示す部分に限る。）
上野原市秋山字大ノ入八〇四四の一、八〇四四の 二、八〇四四の内一、八〇四五	天野徳丸、児玉市之甫、児玉 好治、佐藤勝之甫、佐藤長松
上野原市秋山字尾廣沢七三七七の乙一、七三七八の 乙	高部周藏、原田直作、原田富 士太郎、前田正明
上野原市秋山字萱の沢八〇九一	天野徳丸、天野政次郎、安 留菊太郎、安留熊吉、安留 竹次郎、安留伸造、児玉市之 甫、児玉定一、佐藤岩太郎、 佐藤勝之甫、佐藤常喜、佐藤 鉄丸、佐藤長松、佐藤兵右エ 門、佐藤眞次郎、松本由松
上野原市秋山字古谷沢入六二〇七の一	佐藤福義、森久保住勝
上野原市秋山字嵯峨沢八七四二の内一から八七四二 の内四まで	安留善太郎、安留定太郎、安 留藤吉、志村勘右エ門、志村 賢一、志村作左衛門、志村静 枝、志村七郎平、志村六左衛 門
上野原市秋山字尾廣沢七三九六の一、七三九六の二	井上浜治郎、佐藤善作、佐藤 福義、関戸種與、森久保住勝
上野原市秋山字尾廣沢七三八〇の一、七三八〇の二	落合喜一、安藤秋義、前田正 明
上野原市秋山字尾廣沢七三八〇の一、七三八〇の二	井上猪吉、井上徳藏、井上福

上野原市秋山字尾崎八七九一	上野原市秋山字嵯峨沢八七五五	上野原市秋山字嵯峨沢八七九一	上野原市秋山字尾廣沢七三九五	上野原市秋山字大ノ入八〇四九、八〇五一	上野原市秋山字萱の沢八〇七九、八〇九二	上野原市秋山字尾崎入一一一四三の二、七三三三の三、七三三三の九	上野原市秋山字尾廣沢七三三三の二、七三三三の三、七三三三の九	上野原市秋山字尾崎入一一一四三の三	上野原市秋山字尾崎入一一一四三の一	上野原市秋山字尾廣沢七三八〇の内一、七三八一
伊東伸明	安留源吉	安留賢司	安藤秋義	落合喜一	安藤盛平	前田正久	磯部信義、杉本一三、杉本喜代松、杉本健次、杉本藤吉、杉本町廣	磯部信義、杉本喜代松、杉本健次、杉本近之甫、杉本藤吉、杉本町廣	磯部信義、杉本喜代松、杉本健次、杉本近之甫、杉本藤吉、原田岩次郎、原田斉一、原田関太郎、原田高一	太郎、井上萬吉、井上豊藏、加藤喜作、小松三吉、原田岩次郎、原田斉一、原田関太郎、原田高一

上野原市秋山字尾崎入一一一四三の三〇	上野原市秋山字嵯峨沢八七六三	上野原市秋山字土蔵沢一一〇七九の五	上野原市秋山字尾崎入一一一四三の一七、一一一四三の一八	上野原市秋山字尾崎入一一一四三の四〇	上野原市秋山字尾崎入一一一四三の二一、一一一四三の二三	上野原市秋山字尾崎入一一一四三の二二	上野原市秋山字尾廣沢七三六七	上野原市秋山字尾崎入一一一四三の二九、一一一四三の四一	上野原市秋山字尾崎入一一一四三の三一	上野原市秋山字土蔵沢一一〇七九の三	上野原市秋山字小裾辺七八二六の一	上野原市秋山字尾廣沢七四〇六の一、七四〇六の二、七四〇七	上野原市秋山字大久保沢八七九八	上野原市秋山字小裾辺七八二〇、字尾廣沢七三八二
黄朝全	加藤佐吉	株式会社アイ・シー・イー	株式会社マキタ	株式会社三崎商会	株式会社日東物産	宮澤通泰	原田照夫	廣瀬保夫	高橋茂	佐々木喜孝	佐藤豊丸	山岸美園	志村勇	珠久繁次郎

上野原市秋山字尾崎入一一一四三の二四	渋谷政義
上野原市秋山字後久保八八八三（次の図に示す部分に限る。）、八八八三の内一	小笠原清太郎
上野原市秋山字高金一一六五〇	松本慶子
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の七	上野文三
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の二六	森松治郎
上野原市秋山字歌久保一一一九六、一一一九七、一一一九七の二、一一一九七の三、一一一九八から一一二〇〇まで、一一二〇〇の二、一一二〇一、一一二〇二、一一二二二	杉本まさ
上野原市秋山字歌久保一一二〇〇の三、一一二〇二の二	杉本みわ
上野原市秋山字歌久保一一一九七の四、一一二〇一の二	杉本泰昌
上野原市秋山字尾廣沢七三七三の四から七三七三の八まで	前田正昭
上野原市秋山字大ノ入八〇三二、字大久保沢八八〇八、字鑑沢八八四八（次の図に示す部分に限る。）	前田正明
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の三七	草間誠次
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の九	大洋塗料株式会社
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の五	大石泰子

上野原市秋山字土蔵沢一一〇七九の七	第一八千代興業株式会社
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の二八	中寫曲太郎
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の八	堤亀男
上野原市秋山字大久保沢八八〇五（次の図に示す部分に限る。）	天野定夫
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の二	東日本ブルドーザ株式会社
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の二七	藤原文子
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の一四	南海産業株式会社
上野原市秋山字嵯峨沢八七四六の内一、八七四六の二、八七七九の内一	平子徳丸
上野原市秋山字土蔵沢一一〇七九の六、一一〇七九の八	明和工業株式会社
上野原市秋山字後久保八八八六、八八八九	落合喜弘
上野原市秋山字大久保沢八八一二、八八二〇から八八二二まで	落合文七
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の二九、一一一四三の三四	和電工業株式会社
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の二二	齋藤勝

二 保安林として指定された目的 水源の涵養かん

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
  - 四 保安林の指定施設要件変更の告示 平成三十年五月二十二日農林水産省告示第千四百一十一号
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
 平成三十年七月十二日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字猫穴三千五百三十八番一、三千五百三十八番六、三千五百三十八番七、三千五百四十二番一、三千五百四十二番三及び三千五百四十二番四の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

- (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南都留郡富士河口湖町河口千五百四十三番地
  - 三 株式会社S A W Aグループ 代表取締役 澤畑満

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
 平成三十年七月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字東恋路二千四百六十六番六、二千四百六十七番一、二千四百六十七番三の一部、二千四百六十八番、二千四百七十四番一、二千四百七十五番、二千四百七十六番一、二千四百七十七番、二千四百七十八番、二千四百七十九番一、二千四百八十番、二千四百八十一番一及び二千四百八十一番三並びに字箕ノ輪二千四百九十八番二、二千四百九十八番七、二千五百一番一、二千五百一番二、二千五百二番一、二千五百二番二、二千五百三番の一部、二千五百四番三から二千五百四番五まで、二千五百四番七、二千五百五番一、二千五百五番四、二千五百五番五及び二千五百六番一並びに道の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

- (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市石和町四日市場千六百七十九番地 株式会社旅日記 代表取締役 志村忠良

### 公安委員会

#### 山梨県公安委員会告示第九十八号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。  
 平成三十年七月十二日

山梨県公安委員会

委員長 赤 岡 利 行

別表第一中

一四一	塩山市千野五二〇番地先（国道四一〇号同土が交わる丁字路交差点）	千野駐在所前	平成一一年二月二〇日告示第五〇号
-----	---------------------------------	--------	------------------

を

一四一 道四一 番地先(国 差点)	甲州市塩山千野五二〇番地先(国道四一〇号と市道との丁字路交)	千野上	平成三〇年七月一二日 告示第九八号
----------------------------	--------------------------------	-----	----------------------

に改める。

別表第四の六一三の項の次に次のように加える。

六一四 四一 番地一先(左折導流部 (二五メートル)	北杜市須玉町穴平九九	車両	車両進行 北から南 へ終日	北杜	平成三〇年七月 一二日 告示第九八号
-------------------------------------	------------	----	---------------------	----	--------------------------

別表第五の二七二の項の次に次のように加える。

二七二 市道	甲府市城東四丁目九番 一三号先(市道同士の 丁字路交差点)	西進す る車両 (二輪 軽車両 を除く)	終日	甲府	平成三〇年七月 一二日 告示第九八号
-----------	-------------------------------------	----------------------------------	----	----	--------------------------

別表第十の五、四〇九の項を次のように改める。

五、四〇九 町道	中巨摩郡昭和町河西一五番地一先	南甲	平成三〇年七月 一二日 告示第九八号
-------------	-----------------	----	--------------------------

別表第十の五、五六八の項の次に次のように加える。

五、五六九 町道	中巨摩郡昭和町飯喰四六六番地一先	南甲	平成三〇年七月 一二日 告示第九八号
五、五七〇 市道	笛吹市石和町松本一、四四二番地 四七先	笛吹	平成三〇年七月 一二日 告示第九八号
五、五七一 県道鳴 沢富士 河口湖 線	南都留郡富士河口湖町勝山四、八 二番地先	富士 吉田	平成三〇年七月 一二日 告示第九八号
五、五七二 市道	上野原市新田一、四九六番地先	上野 原	平成三〇年七月 一二日

別表第十四の一、七四三の項を次のように改める。

一、七 四三	南都留郡富士河口湖町 船津一、七一〇番地先 (町役場前交差点)か ら南都留郡富士河口湖 町勝山四、八二番地 先(県道鳴沢富士河口 湖線と町道との丁字路 交差点)までの両側	車両(原付・ けん引・ ①け ②ん ③く)	五〇	富士 吉田	平成三〇 年七月一 二日 告示第九 八号
-----------	--	-----------------------------------	----	----------	----------------------------------

別表第十五の三九一の項を次のように改める。

三九一	主要地 方道茅 野北杜 葦崎線	車両	終日	葦崎 北杜	平成三〇 年七月一 二日 告示第九 八号
-----	--------------------------	----	----	----------	----------------------------------

別表第十六の四、六六三の項を次のように改める。

四、六六三	削除	南アル ブスル	平成三〇年七月 一二日 告示第九八号
-------	----	------------	--------------------------

別表第十六の五、九九九の項を次のように改める。

五、九九九	削除	甲府	平成三〇年七月 一二日 告示第九八号
-------	----	----	--------------------------

別表第十六の六、〇〇八の項を次のように改める。

六、〇〇八	削除	甲府	平成三〇年七月 一二日 告示第九八号
-------	----	----	--------------------------

別表第十六の六、一七六の項を次のように改める。

一七六	削除		
-----	----	--	--

告示第九八号

六、一七六	削除	甲府	平成三〇年七月 一、二日 告示第九八号
-------	----	----	---------------------------

別表第十六の一〇、九七三の項及び一〇、九七四の項を次のように改める。

一〇、九七三	削除	南アル プス	平成三〇年七月 一、二日 告示第九八号
一〇、九七四	削除	南アル プス	平成三〇年七月 一、二日 告示第九八号

別表第十六の一、九四八の項の次に次のように加える。

一一、九四九	市道	甲府市金竹町六番六号先(市道) 同士の丁字路交差点・東進車両	甲府	平成三〇年七月 一、二日 告示第九八号
一一、九五〇	市道	甲府市金竹町四番二三号先(市道) 同士の十字路交差点・南進車両	甲府	平成三〇年七月 一、二日 告示第九八号
一一、九五一	市道	甲府市新田町一三番三六号先(市道) 同士の十字路交差点・北進車 両	甲府	平成三〇年七月 一、二日 告示第九八号
一一、九五二	市道	甲斐市竜王新町一、〇〇二番地先 (市道同士の十字路交差点・北進 車両)	甲府	平成三〇年七月 一、二日 告示第九八号
一一、九五三	市道	甲斐市龍地三、六九二番地七先 (市道同士の十字路交差点・東進 車両)	甲府	平成三〇年七月 一、二日 告示第九八号
一一、九五四	国道一 四一号	北杜市須玉町穴平九九番地一先 (左折導流部・南進車両)	北杜	平成三〇年七月 一、二日 告示第九八号
一一、九五五	市道	北杜市小淵沢町上笹尾三、二〇三 番地一三先(県道長沢小淵沢線と 市道との十字路交差点・北進車 両)	北杜	平成三〇年七月 一、二日 告示第九八号

別表第十七の一、三九三の項を次のように改める。

一、三九三	県道鳴	南都留郡富士河口湖	一、七二五	車両	終日	富士	平成三〇
-------	-----	-----------	-------	----	----	----	------

河富士 湖	町船津一、七一〇番 地先(町役場前交差 点)から南都留郡富 士河口湖町勝山四、 八八二番地先(県道 鳴富士河口湖線と 町道との丁字路交差 点)までの両側	吉田	平成三〇年七月一 二日 告示第九 八号
----------	---	----	------------------------------

別表第十九の二〇八の項を次のように改める。

二〇八	主要地 方道塩 山勝沼 線	甲州市塩山上於曾四二九番地一先 (仲沢ガード南交差点)から甲州市 塩山上於曾一、〇四六番地先(主要 地方道塩山勝沼線と市道との十字路 交差点)までの両側歩道(七五〇メ ートル)	日下部	平成三〇年七月二 日 告示第九八号
-----	------------------------	---	-----	-------------------------

別表第十九の二一七の項の次に次のように加える。

二二八	市道	笛吹市御坂町成田二、四五〇番地 先(成田交差点)から笛吹市八代町 北三、七一二番地一先(県道と市道 との丁字路交差点)までの片側歩道 (二、七四〇メートル)	笛吹	平成三〇年七月二 日 告示第九八号
-----	----	--	----	-------------------------

## その他

### ● 山梨県道路公社公告第二号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成三十年七月十二日

富士山有料道路管理事務所長 保坂新一

### 一 一般競争入札に付する事項

- 1 工事名 富士山有料道路舗装補修工事
- 2 工事場所 山梨県南都留郡鳴沢村富士山地内
- 3 工事概要 切削オーバレイ工(車道) L〓五百メートル W〓七・五メー  
ルから八・三メートル A〓四千平方メートル 舗装打ち換え工(車道) N〓四  
箇所 A〓二百九十九平方メートル 区画線設置工 一式
- 4 工期 平成三十年八月十六日から同年十二月十四日まで
- 5 予定価格 二千九百九十九万二千四百円

二 入札参加資格申請の受付期間 平成三十年七月二十日（金）から同月二十六日（木）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他 詳細は、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。（URL）<http://subarline.jp/>